

令和3年度第1回隱岐の島町空家等対策協議会 議事録

日時：令和3年10月25日（月）午前10:00～11:30
会場：隱岐の島町役場本庁 303会議室

1. 開会

2. 委員紹介

3. 協議会長及び副協議会長選任

4. 協議会長あいさつ

おはようございます。委員の皆様方にはお忙しい中会議への出席を賜りありがとうございます。第1回隱岐の島町空家等対策協議会の開催にあたり、一文ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にやや沈静化がみられるところでございますが町民の方々には引き続き県外のお出かけの際には往来先の状況や目的も含め慎重な判断をするよう、またマスクやうがい等のルールの順守をお願いしているところでございます。また町民の皆様のご理解のもと進めておりましたワクチン接種につきましては全人口の概ね9割の方々の希望接種が終わり、新たな状況がうまれるのではないかと期待をしているところでございます。

本日第一回の開催となりました協議会でございますが、特定空家に認定されました空家の状況や補助事業の状況報告、空家等対策計画の一部改正について提案をさせていただいておりますので審議をお願い申し上げます。昨今、町民の皆様の危険空家等に対する目は大変厳しくなり、委員の皆様方のお力添えが更に重要となって参りますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

5. 報告

1) 令和元年度～令和3年度現在の空家対策補助事業の状況について

- ◇資料説明
- ◇質疑応答・意見
(特になし)

2) 略式代執行済物件の状況について

- ◇資料説明
- ◇質疑応答・意見
 - [REDACTED] : 略式代執行後の港町特定空家の残存資産について [REDACTED]
[REDACTED] を依頼しているが、残存資産の取扱いについてどう

といった考え方。

██████████：希望としては当該土地をどなたかに購入して頂くということで検討をしている。上手く話が進めば、残存する空家についても購入していただける可能性がある。そうなると当該物件について将来的な町の略式代執行を回避できるのではないかと考えているところである。

3) 卵敷特定空家の進捗状況について

◇資料説明

◇質疑応答・意見

██████████：卵敷特定空家については、今後除却に向けて権利者と調整予定か。

██████████：11月2日に権利者のところへ伺い、直接面談を実施する予定である。

6. 協議

1) 隠岐の島町空家対策計画の一部改正について

◇資料説明

◇質疑応答・意見

(特になし)

◇決議

██████████：議題1号について承認してよろしいか。

委員一同：異議なし

7. その他

1) 議事録署名人について

本日の議事録については、後日町HPにおいて発言者の氏名を伏せて公開します。当協議会設置条例に議事録署名人の規定はありませんが、議事録の内容を証明するため、議事録署名人として協議会長と、司法書士会の濱中委員に事前にお願いしておりますのでよろしくお願いします。

2) 全体を通して質疑応答・意見

██████████：第3号の卵敷特定空家については、町としても行政代執行をしたくないという思いがある。権利者の方と上手に話がまとまるように交渉をしたいと考えている。行政代執行は県内でも1,2件程度しか事例がなく、本当に最後の手段であると認識している。行政代執行になると県外の権利者の方々との交渉も必要になってくるため、可能な限り補助を活用した特定空家の除却に向かっていきたいと考えている。

- ：卯敷特定空家について、令和 2 年 5 月に町で応急的な飛散防止措置を行っているということであるが、この費用については町が負担しているのか。
- ：空家の特別措置法には応急措置の規定はないが、町の空家対策の条例に規定がある応急措置について執行した。費用としては、飛散の可能性のある 2 階外壁の飛散防止措置及び道路方向へ傾斜したアンテナの除去により 3 万円を町が負担している。
- ：それは完全に町負担ということか。
- ：行政代執行を進める場合には、応急措置にかかった費用についても回収が望ましいと認識しているが、補助を活用して除却する場合については権利者との協議が必要であると考えている。

8. 閉会

以上、会議のてん末を記録し、その内容の確かなることを証するために、ここに署名する。

令和 3 年 10 月 25 日

隱岐の島町空家対策協議会会長

池田高世偉

隱岐の島町空家対策協議会委員

瀬中良和